

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する
条例等の制定について

風致地区内における建築物等の規制に関する基準

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について

風致地区内における建築物等の規制に関する基準

趣旨

昨年成立した地方分権を推進する法律により，市では，これまで国が一律に定めてきた施設の設備や運営などの基準を平成25年3月末までに条例等で規定する必要があり，今回，条例等に規定する基準設定の方向性をまとめたことから，意見を伺うものである。

条例等に規定する基準の概要

- 風致地区内における建築物等の規制に関する基準

〔現行の建築等の規制の基準〕

名 称		宇都宮都市計画八幡山風致地区		
		北区域① (※1)	北区域② (※2)	南区域 (※3)
項 目	高 さ	10m 以下	15m 以下	15m 以下
	建ぺい率	40% 以内	40% 以内	40% 以内
後退 距離	道路	2m 以上	2m 以上	2m 以上
	その他	1m 以上	1m 以上	1m 以上
緑地率		37% 以上	37% 以上	37% 以上
のり高		5m 以下	5m 以下	5m 以下

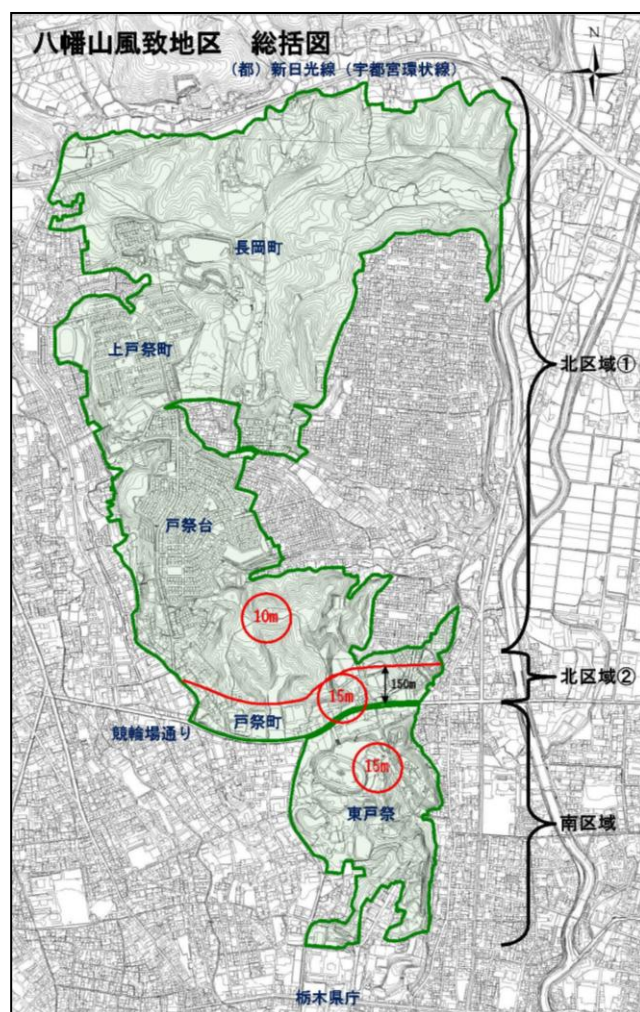
※1 市道桜通り平出線の道路の中心線から北へ

150mまでの区域を除く北側の区域

※2 市道桜通り平出線の道路の中心線から北へ

150mまでの区域

※3 北区域①と②を除く区域



基準設定の方向性

「八幡山風致地区」については、「枋木県風致地区条例」に定める現行の基準を維持する。

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する
条例等の制定について

都市公園の設置等に関する基準

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について

都市公園の設置等に関する基準

趣旨

昨年成立した地方分権を推進する法律により，市では，これまで国が一律に定めてきた施設の設備や運営などの基準を平成25年3月末までに条例等で規定する必要があり，今回，条例等に規定する基準設定の方向性をまとめたことから，意見を伺うものである。

条例等に規定する基準の概要

- 市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準	10 m ² 以上
市街地の市民一人当たりの市街地の都市公園の敷地面積の標準	5 m ² 以上

- 都市公園の配置及び規模の基準

公園種別	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 0.25ha を標準
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 2ha を標準
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 4ha を標準
総合公園 運動公園 広域公園	容易に利用できるように配置	利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう敷地面積を定める。
緩衝緑地 風致公園 広場公園等	それぞれのその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し，敷地面積を定める。	

- 公園施設の設置基準

建ぺい率		建築物の種類
原則	2%	都市公園に公園施設として設けられる建築物
特例	+10%	休養施設，運動施設，教養施設，災害応急対策施設
	+20%	休養施設または教養施設である建築物のうち，国または地方公共団体指定重要文化財，景観重要建造物，歴史的風致形成建造物
	+10%	屋根付広場，壁を有しない雨天用運動場，その他の高い開放性を有する建築物
	+2%	仮設公園施設

基準設定の方向性

すべて国の基準を維持する。

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する
条例等の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園関係）

第二期地方分権改革に伴う都市計画分野に関連する条例等の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園関係）

趣旨

昨年成立した地方分権を推進する法律により、市では、これまで国が一律に定めてきた施設の設備や運営などの基準を平成25年3月末までに条例等で規定する必要があり、今回、条例等に規定する基準設定の方向性をまとめたことから、意見を伺うものである。

条例等に規定する基準の概要

- 移動等円滑化（バリアフリー化）のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

特定公園施設	概要
一時使用目的の特定公園施設	災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる
園路及び広場	・ 出入口、通路、階段、傾斜路、転落防止等の基準
屋根付広場	・ 出入口、広さの基準
休憩所及び管理事務所	・ 出入口、カウンター、広さ、便所の基準
野外劇場及び野外音楽堂	・ 出入口、通路、車いす使用者用観覧スペース、便所の基準 ・ 車いす使用者用観覧スペースの構造
駐車場	・ 車いす使用者用駐車施設の設置数、構造、表示
便所	・ 便所全般の基準 ・ 多機能便房、便所の基準
水飲場・手洗場	・ 構造の基準
掲示板・標識	・ 掲示板、標識の基準

基準設定の方向性

国の基準と本市の条例施行規則（※）を本市の基準として採用する。

- ※ 一部国の基準を上回る現行の基準を規定した「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則」

○「八幡山風致地区」における建築等の規制の基準

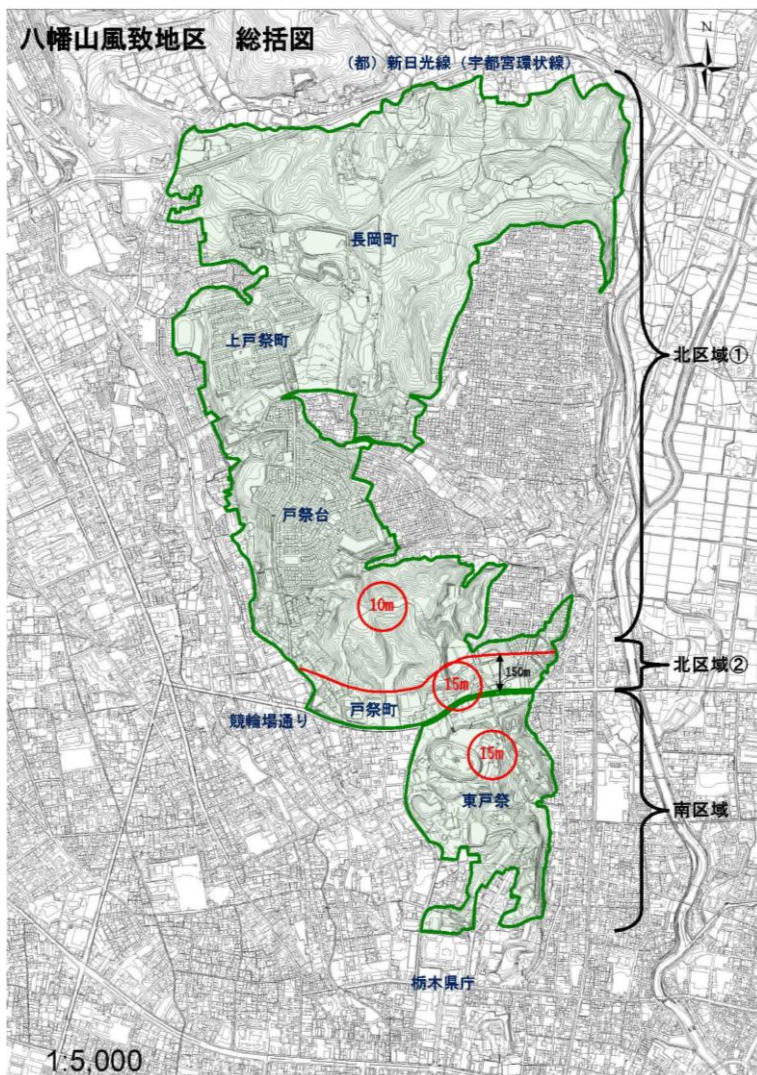
名称	高さ	建ぺい率	後退距離		緑地率	のり高	
			道路	その他			
宇都宮都市計画 八幡山風致地区	北区域①	10m 以下	40% 以内	2m 以上	1m 以上	37% 以上	5m 以下
	北区域②	15m 以下	40% 以内	2m 以上	1m 以上	37% 以上	5m 以下
	南区域	15m 以下	40% 以内	2m 以上	1m 以上	37% 以上	5m 以下

※1 「北区域①」とは、市道桜通り平出線の道路の中心線から北へ150メートルまでの区域を除く北側の区域

※2 「北区域②」とは、市道桜通り平出線の道路の中心線から北へ150メートルまでの区域

※3 「南区域」とは、北区域①と②を除く区域

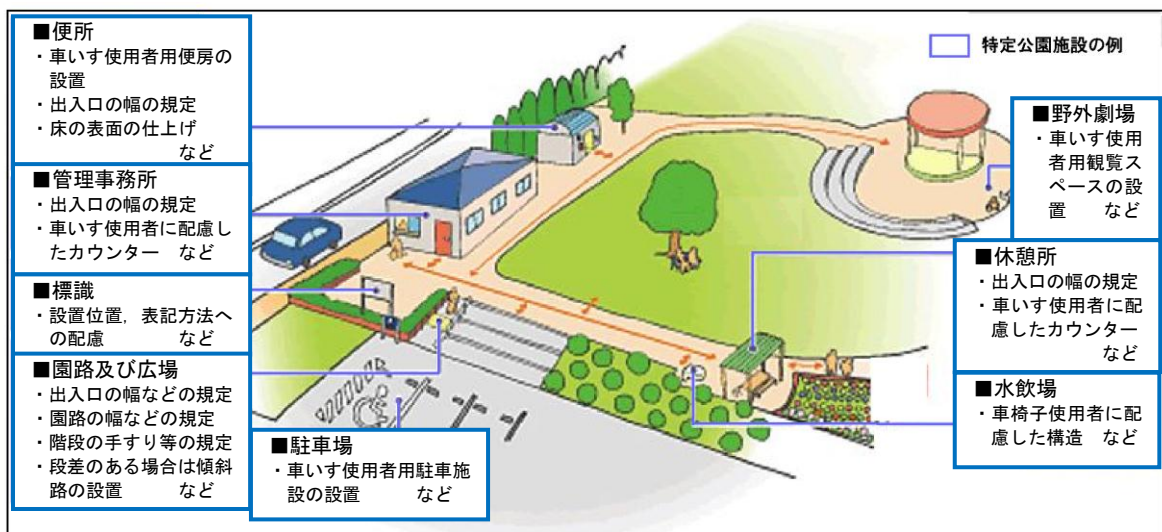
<参考>



○ 高齢者等の移動等の円滑化に関する条例等に規定する主な基準

特定公園施設	概要
一時使用目的の特定公園施設	災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この省令の規定によらないことができる
園路及び広場	・ 出入口, 通路, 階段, 傾斜路, 転落防止等の基準
屋根付広場	・ 出入口, 広さの基準
休憩所及び管理事務所	・ 出入口, カウンター, 広さ, 便所の基準
野外劇場及び野外音楽堂	・ 出入口, 通路, 車いす使用者用観覧スペース, 便所の基準 ・ 車いす使用者用観覧スペースの構造
駐車場	・ 車いす使用者用駐車施設の設置数, 構造, 表示
便所	・ 便所全般の基準 ・ 多機能便房, 便所の基準
水飲場・手洗場	・ 構造の基準
掲示板・標識	・ 掲示板, 標識の基準

<特定公園施設の概要図>

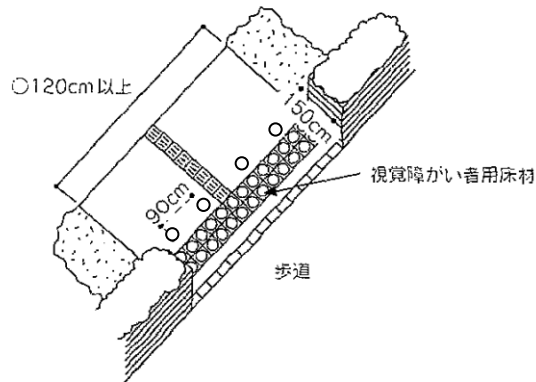


○ 高齢者等の移動等の円滑化に関する国の基準を上回る市の現行基準の内容

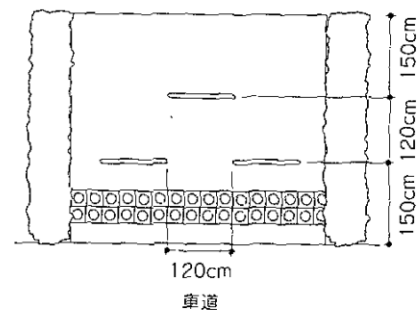
項 目	国の法令による基準 【参酌すべき基準】	市の現行の基準 【現行の「条例施行規則」で定めている基準】
園路及び 広場	第3条第1項第1号（ロ） （出入口の基準） ・ 出入口に車止めを設ける場合 ・ 車止めの間隔について、90cm以上	・ 原則として、車止めを設ける。 ・ 車止めの間隔について、ポール型のものを90cm間隔で設置 ・ 出入口が車道に接するときは、逆U字型のものを120cm間隔で設置
	規定なし （出入口の基準）	・ 出入口には、誘導用床材及び注意喚起用床材（点状ブロック等）を敷設する。
	規定なし （通路の基準）	・ 垂直方向の空間は、高さ200cmまでの範囲内に障害物がないようにする。 ・ 必要に応じて誘導用床材及び注意喚起用床材（点状ブロック等）を敷設する。 ・ 排水溝を設ける場合は、車いす車輪及び杖等が落ち込まない構造とする。
	規定なし （階段の基準）	・ 登り口、降り口及び踊場には、注意喚起用床材（点状ブロック）を敷設する。
ベンチ	規定なし （ベンチの基準）	・ 必要に応じ、高齢者、障害者等の休憩用の施設としてベンチを設ける。

出入口の例

《歩道に接する場合の例》



《車道に接する場合の例》



第二期地方分権改革に伴う、都市計画分野に関連する条例等の制定について

1. 付議の理由

(1) 第二期地方分権改革について

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るにあたり、「国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にすること」並びに「地方公共団体の自主性及び自立性を高めること」の理念に基づく「地域主権戦略大綱（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）等を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「第二次一括法」という。）が施行されたところである。（公布日 平成 23 年 8 月 30 日）

「第二次一括法」では、「基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲）」と「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」を図るため、関係法令の整備が行われ、これまで国が一律に定めてきた施設の設備や運営などの基準を、条例等に規定する必要が生じるものである。

(2) 宇都宮市都市計画審議会への付議

条例等の整備にあたっては、「第二次一括法」の趣旨から、地域の実情に応じたまちづくりの実現を図るうえで、本市の選択により、従来の基準等の維持又は強化、追加する対応が求められており、都市計画分野においては関係法令に基づき、下記の基準に関して、条例等に規定する必要がある、今回、条例等に規定する基準設定の方向性について、意見を伺うものである。

(条例等で定める基準)

議案第 3 号：風致地区内における建築等の規制に関する基準について

議案第 4 号：都市公園の配置及び規模等に関する基準について

議案第 5 号：高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園）について

2. 風致地区内における建築等の規制に関する基準について（議案第 3 号）

(1) 概要

本市においては、中核市への権限委譲により平成 8 年度から面積要件を問わず市内の風致地区内における建築等の許可事務を取り扱うとともに、法改正に伴い、平成 1 6 年度に 1 0 ヘクタール未満の風致地区内における建築等の規制について条例を制定したところである。

今回、これまで都道府県の条例に委任されてきた 1 0 ヘクタール以上の面積を有する風致地区内における建築等の規制について、市町村の条例に委任する旨の改正が為されたため、これに対応するもの

(2) 対象施設等

ア) 名称 宇都宮都市計画八幡山風致地区

イ) 面積 2 3 3. 0 ヘクタール

ウ) 施設等概要

本市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るため、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持するために定められる地域地区

(3) 関係法令

- ・ 「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」（昭和 44 年政令第 317 号）
- ・ 「栃木県風致地区条例」（昭和 45 年 3 月 26 日栃木県条例第 7 号）
- ・ 「栃木県風致地区条例施行規則」（昭和 45 年 6 月 17 日栃木県規則第 45 号）

(4) 条例等に規定する基準の概要

別紙 1 参照

(5) 基準設定の方向性について

「八幡山風致地区」については、現行の基準を維持するものとして「栃木県風致地区条例」に定める基準を引用し、「宇都宮市風致地区条例」に追加する。

[理由]

- ・ 国の政令にて定める風致地区内における建築等の規制に関する基準の範囲内で定めてきた栃木県の基準により、「八幡山風致地区」における良好な都市環境が保全されていることから、引き続き、県の定める基準について維持することで、本市における魅力あるまちづくりの推進が期待される。

3. 都市公園の設置等に関する基準について（議案第 4 号）

(1) 概要

これまで法律および省令に基づき具体的な基準が示されてきた市民一人当りの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準について、条例等で定める旨の法律の一部改正が為されたため、これに対応するもの

(2) 対象施設等

- ア) 対象施設数 9 5 2 公園（「市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準」については、県が管理運営する 3 施設を追加した 9 5 5 の都市公園が対象）
- イ) 施設の概要 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、墓地、緩衝緑地、都市緑地、緑道、広場公園

(3) 関係法令

- ・ 「都市公園法」（昭和 31 年 4 月 20 日法律第 79 号）
- ・ 「都市公園施行令」（昭和 31 年 9 月 11 日政令第 290 号）

(4) 条例等に規定する基準の概要

ア) 市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準

市民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準	10 m ² 以上
市街地の市民一人当たりの市街地の都市公園の敷地面積の標準	5 m ² 以上

イ) 都市公園の配置及び規模の基準

公園種別	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 0.25ha を標準
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 2ha を標準
地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができること	敷地面積 4ha を標準
総合公園 運動公園 広域公園	容易に利用できるように配置	利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう敷地面積を定める。
緩衝緑地 風致公園 広場公園等	それぞれのその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、敷地面積を定める。	

ウ) 公園の設置基準

建ぺい率		建築物の種類
原則	2%	都市公園に公園施設として設けられる建築物
特例	+10%	休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策施設
	+20%	休養施設または教養施設である建築物のうち、国または地方公共団体指定重要文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物
	+10%	屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、その他の高い開放性を有する建築物
	+2%	仮設公園施設

(5) 基準設定の方向性について

「都市公園の設置等に関する基準」については、全て国の基準を維持する。

[理由]

- これまでの国の基準に基づき、本市は市民が豊かさや潤いが実感できる生活を実現できるよう、計画的に都市公園の整備を行っており、引き続き、国の基準を採用することで、同様の効果が期待される。

4. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する基準（都市公園）について

(議案第5号)

(1) 概要

これまで省令に基づき具体的な基準が示されてきた移動等円滑化（バリアフリー化）のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、条例等で定め

る旨の法律の一部改正が為されたため、これに対応するもの。

(2) 対象施設等

ア) 対象施設数 952公園

イ) 施設の概要 街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、風致公園、墓地、緩衝緑地、都市緑地、緑道、広場公園

(3) 関係法令

- 「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年12月18日国土交通省令第115号）

(4) 条例等に規定する基準の概要

園路及び広場等の特定公園施設の設置基準（別紙2参照）

(5) 基準設定の方向性について

国の基準と本市の条例施行規則を本市の基準として採用する。

[理由]

- これまでの国の基準や、一部国の基準を上回る市の現行の基準を規定した「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例施行規則（以下「条例施行規則」という）」等（別紙3参照）に基づく、都市公園のバリアフリー化の推進により、高齢者、障がい者等の利用者にとって、利用しやすい施設整備ができており、引き続き、国の基準と本市の条例施行規則を採用することで、同様の効果が期待される。

5. スケジュール（案）

